

リニア中央新幹線整備事業における環境保全指導を求める意見書

リニア中央新幹線の整備事業は、1973年全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画の決定を起点に、国土交通省において調査指示、交通政策審議会への諮問答申を経て、JR東海に営業主体及び建設主体の指名、建設の指示を行いJR東海により進められている。三大都市圏やその周辺地域をつなぐ高速かつ安定的な交通インフラとして早期整備を促進すべきとした国策ともいえる事業である。

工事を推進する過程において、本市大湫町ではリニア工事トンネル内への湧水により地下水位が低下し、共同水源である井戸や各家庭の井戸、ため池等が減水、枯渇に見舞われた。さらに、地表面の低下が確認され、場所によっては現在も進行している。地域の特色であった自然資源や地域文化の喪失を危惧しており、地域住民の生活環境に支障をきたす問題も発生している。

瑞浪市議会として、現在、中断している大湫町のトンネル掘削工事については、地域の納得が得られなければ工事は再開できないものと考えている。そして地域の納得を得るためには、JR東海より地域住民の安全・安心な生活の確保を十分に配慮した対応策を示していただく必要がある。環境影響評価法に基づく手続きが取られたうえ工事実施計画の認可がされているものの、今後のリニア中央新幹線工事の推進においては、関係省庁及び関係自治体と連携し自然環境や生活環境への影響を最小限に抑えるよう取り組むことが肝要である。

については、国よりJR東海に対し、リニア中央新幹線の整備事業における環境保全に向けた指導が行われることを強く要望する。

記

1. 本市におけるトンネル工事については、JR東海が地域住民の理解と納得が得られる環境が保全された対応策を示したうえで再開されるよう、技術面など関係省庁より適切な指導をすること。
2. 工事の過程で生活環境に支障をきたした場合、地域住民が安心して生活できるよう関係省庁はJR東海に対して迅速な対応を促し、自然環境や生活環境への影響を最小限に抑えるよう技術面など適切な指導をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

岐阜県瑞浪市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣

環境大臣